

福島市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 子ども 出生の日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者又は後見人その他子どもの養育にあたる者をいう。
- 三 保険者等 規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
- 四 保険医療機関等 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号から第三号までに掲げる病院、診療所若しくは薬局、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条第六項第二号に掲げる病院、診療所若しくは薬局、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関若しくは薬局、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第五十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関若しくは薬局、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の規定において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる医療機関若しくは薬局又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。

(対象者)

第三条 この条例により医療費の助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者のうち、医療保険各法による被保険者又は被扶養者に該当する子どもとする。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第二項第三号の医療支援給付を受けている者を除く。

(助成額)

第四条 医療費の助成額は、次の各号に掲げる額から、保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額とする。

- 一 対象者が保険医療機関等において医療を受けた場合 医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により当該保険医療機関等へ支払わなければならない一部負担金又は費用徴収金に相当する額
- 二 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合 規則で定めるところにより算定した額

(助成の方法)

第五条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行ふ。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の保護者（保護者の養育を受けていない対象者にあつては当該対象者）（以下「受給資格者」という。）に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
- 3 対象者について、福島市国民健康保険条例（昭和三十九年条例第十七号）第二条の二の規定によつて一部負担金を支払うことを要しない国民健康保険の被保険者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第六条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者行為に係る助成金の返還)

第七条 市長は、受給資格者が第三者の行為によつて生じた医療に係る助成を行つた場合において、当該第三者から受給資格者が賠償を受けたときは、当該賠償の額を限度として受給資格者から助成金の返還を求めることができる。

(不正行為による助成金の返還)

第八条 市長は、偽りその他不正の行為によつて助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。

(福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例及び福島市小学生医療費の助成に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例（昭和四十八年条例第十四号）

二 福島市小学生医療費の助成に関する条例（平成十九年条例第十二号）

(福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例及び福島市小学生医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に福島市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例及び福島市小学生医療費の助成に関する条例の規定によりなされた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

4 福島市国民健康保険条例の一部改正（略）

6 福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正（略）

7 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成十二年条例第三十二号）の一部改正（略）

附 則（平成二四年六月二八日条例第二二号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の受診に係る医療費から適用し、同日前の受診に係る医療費については、なお従前の例による。

(福島市国民健康保険条例の一部改正)

3 福島市国民健康保険条例（昭和三十九年条例第十七号）の一部改正（略）

(福島市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の福島市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に療養の給付を受ける被保険者に係る一部負担金から適用し、施行日前に療養の給付を受けた被保険者に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年九月三〇日条例第三四号）